平成２５年（フ）第６８７号
東京都青梅市友田町５丁目377番地の２リバーサイドＹ・K101
破産者　半田　智一
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２４号
新潟県長岡市宮内８丁目８番11号
破産者　有限会社佐藤印刷所
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
静岡県沼津市本字下河原町474番地の１
破産者　有限会社サ印フーズ
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
静岡県沼津市東熊堂441番地の２
破産者　株式会社勧興技研
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
愛知県西尾市矢曽根町籾山20番地
破産者　下村家具株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
愛知県安城市里町東山ノ田142番地７
破産者　晃和自動車株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
三重県津市牧町320番地１
破産者　今村　哲也
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０４号
大津市粟津町２―63　ＣＳ石山ビル202
破産者　株式会社アイシーコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４８号
奈良市丹生町1400番地
破産者　株式会社福岡工務店
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
松江市内中原町209番地４、商業登記簿上の本店所在地松江市上乃木９丁目18番24号
破産者　有限会社相見電器商会
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３７号
岡山市南区藤田679番地　藤田ビル２階
破産者　株式会社ユー・ケイシステム
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８号
岡山市南区藤田648番地27
破産者　小林　雄太
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
香川県綾歌郡宇多津町2865番地６
破産者　株式会社野田組
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１８３号
宮崎市吉村町平塚甲1880番地６
破産者　ライト株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第５号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町604番地71
再生債務者　野﨑　之弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再イ）第１１号
千葉県印西市内野２丁目６番地35棟102号
再生債務者　飯島　康嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第１５号
新潟市中央区関屋田町１丁目75番地
再生債務者　栗林　晃大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月18日　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１号
鹿児島県枕崎市白沢西町６番地
再生債務者　白澤　安徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月17日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（再イ）第２３号
京都市中京区西ノ京内畑町29番地24
再生債務者　八木　哲男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第１１号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1865番地４
再生債務者　小川　誠二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月15日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第２１号
佐賀県鳥栖市あさひ新町926番地128
再生債務者　江口ひろみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月18日
佐賀地方裁判所民事部破産係